

## 株 主 各 位

東京都足立区六町四丁目12番12号  
デリカフーズホールディングス株式会社  
代表取締役社長 大崎 善保

### 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日(木曜日)午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成30年6月22日(金曜日) 午前10時  
(受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都足立区千住三丁目92番 千住ミルディスI番館11階  
シアター1010(足立区文化芸術劇場)  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第15期(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第15期(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告の作成に際し監査をした書類の一部であります。
  - ◎ 招集ご通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.delica.co.jp/ir/>)

(添付書類)

## 事業報告

〔自 平成29年4月1日〕  
〔至 平成30年3月31日〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用環境の改善が続く中、個人消費は横ばい傾向であるものの、全体として緩やかな回復基調で推移しております。その一方、依然として東アジア地域の地政学的リスクや米国の金利上昇による影響など不確実性が存在しています。

当社グループの属する青果物流通業界におきましては、青果物の出荷量・価格とも上半期こそ概ね平年並みで推移いたしました。秋口以降の相次ぐ台風上陸、記録的な長雨や日照不足は青果物の生育に重大な影響を及ぼし、葉菜類・根菜類を中心に青果物全般の収穫量が大幅に減少いたしました。ほぼ半年間という長期に及んだ不作の影響は価格高騰だけでなく、品質の悪化を招き、加工や出荷における作業効率を著しく阻害するなど全般的に非常に厳しい経営環境が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは、平成29年2月に発表した中期経営計画を軸として、「事業会社の統合による全体最適化」、「拠点増設政策の継続」、「研究開発部門の再編と強化」等の経営施策を進めてまいりました。

第三次中期経営計画「Next Change 2020」は、昭和54年の創業より「日本の農業の発展」、「国民の健康増進」を掲げてきた当社が、青果物流通業のリーディングカンパニーとして安全・安心な青果物の加工・流通、研究開発など独自のノウハウを基に青果物の新たな需要創造と企業価値向上・市場拡大に向けて、更なる成長戦略を推し進めるために策定したものです。今後は2020年3月期における連結売上高400億円、連結経常利益11億円、ROE 8 %等を目標として経営成績の向上に取り組んでまいります。

具体的施策のうち、まず「事業会社の統合による全体最適化」といたしましては、平成29年10月1日に連結子会社東京デリカフーズ株式会社を吸収合併存続会社、名古屋デリカフーズ株式会社及び大阪デリカフーズ株式会社を吸収合併消滅会社とする会社合併を実施し、新たにデリカフーズ株式会社に名称変更のうえ再出発いたしました（それに伴い当社も「デリカフーズホールディングス株式会社」に名称変更）。この事業会社の統合はスケールメリットを活かした調達コストや管理コストの低減、人材配置の最適化などといった効果を発揮しており、今後もグループの全体最適化を追求してまいります。

「拠点増設政策の継続」といたしましては、青果物流通事業における新たな拠点としてデリカフーズ株式会社の中京F Sセンター（愛知県弥富市）を平成30年5月に開設し、同12月には埼玉F Sセンター（埼玉県八潮市）を開設する予定です。また当社グループの物流を担う連結子会社エフエスロジスティクス株式会社においてもデリカフーズの各事業拠点を結ぶ形で営業所を増強しており、平成29年4月には名古屋営業所（愛知県名古屋）を開設し、中京地区における物流の内製化を進めております。

「研究開発部門の再編と強化」につきましては、当社グループの強みのひとつである研究開発部門を平成29年6月に連結子会社デザイナーフーズ株式会社と株式会社メディカル青果物研究所に分割・再編いたしました。現在、デザイナーフーズ株式会社では抗酸化研究や次世代に向けた新規研究分野の開拓及び研究成果を活かしたコンサルティング事業を中心に、株式会社メディカル青果物研究所では鮮度保持技術の開発や受託分析事業等を中心に行っており、未来への投資と現業への貢献のバランスを考慮しつつ、研究開発にも力を注いでまいります。

これら各種経営施策の結果、当連結会計年度における売上高は37,252百万円（前期比7.8%増）となりました。また利益面では7月下旬からの日照不足、秋口以降の台風や低温等による野菜価格の高騰・品質悪化の影響が長期間継続的に発生したことに加え、物流網構築費用等を計上いたしました。生産性改善・廃棄ロス削減活動にグループを挙げて取り組んだこと及び10月以降の組織再編効果等により営業利益694百万円（前期比24.5%増）、経常利益762百万円（前期比26.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は475百万円（前期比44.4%増）となりました。

このような経営環境の中、当社グループは中長期的な成長を見据えた活動として以下のような取組みを進めてまいります。

#### <物流の強化とグループインフラの構築>

グループ内物流会社であるエフエスロジスティクス株式会社は、当連結会計年度から東京一大阪間で定期幹線便の運行を開始いたしました。独自の幹線便を整備したことによって物流外注費の削減だけでなく、在庫の相互融通による過剰在庫の抑制や廃棄ロスの削減といった効果を生み出しております。またエフエスロジスティクス株式会社を主体とする自社物流の展開は、そのまま当社グループ以外の他社からの輸送・配送業務の委託を獲得することにもつながることから、今後の新たなビジネスモデルとして確立すべく輸送力の増強と独自の物流網によるグループインフラの構築を進めてまいります。

#### <新設事業拠点の安定稼働と更なる拠点拡大>

平成31年3月期に新規開業を予定しているデリカフーズ株式会社の中京F Sセンター及び埼玉F Sセンターは、仕分けや出荷といった従来の物流センターとしての機能のみならず、当社グループとしても初の試みとなる、青果物の不作等に対応するための、グループでも最大級の貯蔵機能を有する施設となる予定です。中京F Sセンターは西日本地区の、埼玉F Sセンターは東日本地区のそれぞれ新たなグループインフラの拠点として機能することとなります。またエフエスロジスティクス株式会社においても全国に営業所を展開していく計画となっております。

#### <安定調達・安定価格の追求>

青果物流通事業者にとって、当連結会計年度のような天候不順による青果物の不作が事業活動に与える影響は決して小さくないのが現状です。当社グループではこれまで契約産地を全国に展開する等、様々なリスクヘッジを講じてまいりましたが、これを更に推し進め、新センターでの貯蔵能力強化や海外産地の開発、それまで事業会社ごとに行っていた主要商品の調達を全国一括調達とする等の取り組みを通じ、安定調達・安定価格を追求してまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において955百万円の設備投資（有形固定資産及び無形固定資産を含む。）を実施いたしました。主な内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度において継続中の主要な設備の新設  
連結子会社  
・デリカフーズ株式会社 中京F Sセンター建設

(3) 資金調達の状況

設備投資及び借入金の返済などに必要な資金は、自己資金のほか金融機関からの借入によっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しに関しましては、消費者の「食の安全・安心意識の高まり」や、人手不足による人員確保リスクの増大やそれに伴う労働コストの上昇なども加わり、引続き厳しい状況が継続するものと懸念されることから、下記に当社グループの対処すべき課題を掲げ、それに取り組んでいく所存であります。

①食の安全・安心の確保

当社グループでは、食品事業者の責務として常に高い安全衛生管理水準を維持し続けることが重要な経営課題であると認識しております。すでに当社グループの主要カット野菜工場では食品安全の国際標準規格であるISO22000認証の取得を完了しており、平成30年2月にはデリカフーズ株式会社西東京事業所にてISO22000の発展版であるFSSC22000認証を取得するなど、引続き高いレベルで食品安全マネジメントシステムを構築・維持してまいります。

②コーポレートガバナンスの充実

当社グループではコーポレートガバナンス・コードの精神を尊重し、各原則を実施するための各種施策を実行してまいりました。平成29年6月にはコーポレートガバナンス・コードの実施状況に関するコーポレートガバナンス報告書を提出いたしましたが、求められる73項目の原則のうち3項目（前期比△2項目）については原則を実施していないものとして、その理由を説明（エクスプレイン）しており、当該事項の遵守（コンプライ）が今後の課題であると認識しております。また既にコンプライしている各原則についても改めてその内容を見直すことといたします。

【ご参考】当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「効率的且つ健全な企業経営を可能にするシステム」との基本的認識から、コーポレートガバナンスの充実を図り、株主の権利を重視するとともに、社会的信頼に應えるため、取締役及び監査役制度を軸として、経営の健全性の維持と透明性を確保していく所存であります。経営効率を高めるためのより強固な組織体制と内部統制の仕組みを構築し、役職者全員が高い倫理観を維持するとともに企業内容の積極的な開示、経営の公正性、意思決定の迅速化に取り組みます。また、企業の持続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係を目指し、企業価値を高めてまいります。

また、当社は、日頃の業務を適性に運営するための指針として「行動規範」を制定しております。

### ③新規事業を含めた収益構造の強化

当社グループでは、成長戦略を推し進めるにあたり、更なる売上獲得には当社グループの強みである研究開発と連動した提案型営業の強化が重要であると認識しております。また同時にコスト削減のため、契約産地の拡充による調達価格の低減や工場のＩｏＴ化による労務費低減といった施策を実行し、収益構造を強化することが当社グループ全体の継続的な課題であると認識しております。新規事業につきましては、引続き「真空加熱野菜」をカット野菜・ホール野菜に続く第三の基軸商品とするため販路拡大を進めてまいります。

### ④リスクマネジメント

当社グループがさらされるリスクは単に災害、訴訟、金融、風評等にとどまらず、多岐にわたり、しかも複雑化・複合化しております。こうしたリスクに対応するため、当社グループでは「食品安全」や「労働安全」、「物流安全」といった当社事業を遂行する上で想定しうる様々なリスクを部門別に検討する「危機管理委員会」を設置し、担当取締役を中心にリスクの見積もりや評価、予防策を検討・実施する体制を構築しております。

### ⑤政治経済情勢への柔軟な対応

当社グループをめぐる政治経済情勢のうち、海外の政治経済に起因するリスクとして東アジアの地政学的なリスク、輸入食材の安全性、米国のＴＰＰ脱退／復帰議論などを認識しております。また国内の政治経済に起因するリスクとして、卸売市場法・食品流通構造改善促進法改正の動向、農業人口の減少や農協改革などを認識しております。いずれも引続き情報収集を怠らず、時宜に応じて柔軟に対処すべき課題であると認識しております。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	28,042,469	31,573,514	34,559,341	37,252,272
営 業 利 益(千円)	746,023	683,254	557,851	694,359
経 常 利 益(千円)	765,763	708,203	605,430	762,761
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	489,064	400,515	329,494	475,873
1株当たり当期純利益(円)	78.38	54.67	44.94	64.62
総 資 産(千円)	16,678,633	17,183,721	18,062,797	19,288,608
純 資 産(千円)	6,558,898	6,859,973	7,096,035	7,539,770
1株当たり純資産額(円)	894.77	935.72	965.36	1,022.82

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(6) 親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
デリカフーズ株式会社	96,000千円	100%	青果物の加工及び販売
デザイナーフーズ株式会社	20,000千円	100%	食に関する機能的な研究とコンサルティング
エフェスロジスティクス株式会社	50,000千円	100%	貨物自動車運送業
株式会社メディカル青果物研究所	24,000千円	100%	食品の成分分析

(注) 当社の子会社であった東京デリカフーズ株式会社、名古屋デリカフーズ株式会社及び大阪デリカフーズ株式会社は、平成29年10月1日付で東京デリカフーズ株式会社を存続会社、名古屋デリカフーズ株式会社及び大阪デリカフーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で東京デリカフーズ株式会社はデリカフーズ株式会社に商号を変更しております。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
デリカフーズ株式会社	東京都足立区六町四丁目12番12号	1,202,266千円	4,089,137千円

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社は持株会社として、子会社4社を統括・管理しております。

当社グループは、カット野菜部門（業務用カット野菜の製造・販売）、ホール野菜部門（野菜・果物の仕入・販売）、その他部門（日配品の仕入・販売、コンサルティング業務等）から成る青果物事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

会社名	事業所名	所在地
デリカフーズ株式会社	東京事業所 (東京FSセンター)	東京都足立区
〃	神奈川事業所	神奈川県大和市
〃	西東京事業所	東京都昭島市
〃	仙台事業所	宮城県仙台市宮城野区
〃	名古屋事業所	愛知県弥富市
〃	大阪事業所	大阪府茨木市
〃	兵庫事業所	兵庫県加古郡稲美町
〃	奈良事業所	奈良県磯城郡田原本町
〃	九州事業所	福岡県古賀市
デザイナーフーズ㈱	研究所	愛知県名古屋市長種区

## (9) 企業集団の使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
438(1,660)名	60(△132)名

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。  
2. パート及び嘱託は( )内に外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	2,650,400千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,130,672千円
株式会社みずほ銀行	596,371千円
株式会社埼玉りそな銀行	511,888千円
株式会社商工組合中央金庫	332,770千円
株式会社三井住友銀行	317,614千円
株式会社中京銀行	219,660千円

(注) 平成30年3月31日現在の借入額が、2億円以上の金融機関を記載しております。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日に商号をデリカフーズホールディングス株式会社に変更いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

## (1) 株式数及び株主数 (平成30年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株  
② 発行済株式総数 7,371,584株 (自己株式64,416株を除く。)  
③ 株主数 11,712名  
④ 単元株式数 100株

## (2) 大株主 (上位10名) (平成30年3月31日現在)

株主名	持株数	持株比率
館本 勲武	1,030,200株	13.98%
館本 篤志	1,019,200株	13.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	544,400株	7.39%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	440,700株	5.98%
大崎 善保	130,900株	1.78%
デリカフーズグループ従業員持株会	111,700株	1.52%
丹羽 真清	107,900株	1.46%
岡本 高宏	100,100株	1.36%
野村 五郎	99,400株	1.35%
杉 和也	80,000株	1.09%

(注) 当社は、自己株式64,416株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3) 当社が保有する株式に関する事項

①政策保有に関する方針

当社では、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ持続的な金融取引の維持等、当社グループの企業価値向上に資すると認められる場合に、政策的目的により当該会社株式を保有することとしております。保有する株式については、個別銘柄毎、定期的に保有の合理性を検証することとしており、検証により合理性が認められる銘柄は保有いたしますが、合理性が乏しいと判断される銘柄については売却することとしております。

②政策保有株式の議決権行使の基準

議決権行使については、保有目的、取引関係、投資先企業の中長期的な企業価値向上等を踏まえ、様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断することとしております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大崎 善保	デリカフーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社メディカル青果物研究所 取締役
取締役会長	舘本 勲武	デザイナーフーズ株式会社 取締役
専務取締役	杉 和也	
取締役 (未来開発最高役員)	丹羽 真清	デザイナーフーズ株式会社 代表取締役社長
取締役	小林 憲司	デリカフーズ株式会社 取締役副社長
取締役	尾崎 弘之	神戸大学大学院 教授 株式会社ダイセキ環境ソリューション 取締役監査等委員
取締役	柴田 美鈴	弁護士
常勤監査役	野村 五郎	デリカフーズ株式会社 監査役 デザイナーフーズ株式会社 監査役 株式会社メディカル青果物研究所 監査役 エフエスロジスティクス株式会社 監査役
監査役	森田 雅也	りんく税理士法人 代表社員 ジャニス工業株式会社 取締役監査等委員
監査役	三島 宏太	弁護士

(注) 1. 取締役（未来開発最高役員）丹羽真清氏は、平成29年8月に氏名を小笠原真清から丹羽真清に改めております。



2. 柴田美鈴氏は、平成29年6月21日開催の第14回定時株主総会において、取締役新たに選任され、就任いたしました。なお、柴田美鈴氏につきましては、職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
3. 三島宏太氏は平成29年6月21日開催の第14回定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 平成29年6月21日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、田中清隆氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
5. 取締役尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査役森田雅也氏及び三島宏太氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 監査役森田雅也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬の総額（限度額）について、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。また、個別の取締役報酬については、各取締役の役割、責任及び前年の業績に応じた報酬体系としております。なお、報酬額について、社外取締役及び社外監査役に詳細な報告を行い、客観的立場からの意見を求めています。

### ② 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 ( 2名 )	130,224千円 ( 3,450千円 )
監査役 (うち社外監査役)	4名 ( 3名 )	10,680千円 ( 3,480千円 )
合計	11名	140,904千円

(注) 上記の監査役の支給人員及び報酬等の額には、平成29年6月21日開催の第14回定時株主総会の終結の時をもって退任した1名を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役尾崎弘之氏の兼職先である神戸大学大学院、株式会社ダイセキ環境ソリューションと当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役森田雅也氏の兼職先であるりんく税理士法人及びジャニス工業株式会社と当社との間には重要な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	尾崎 弘之	当事業年度開催の取締役会全17回中16回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
社外取締役	柴田 美鈴	平成29年6月21日の就任後に開催された取締役会全12回中11回に出席し、弁護士としての専門的見地から主に法務やコンプライアンスについて適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	森田 雅也	当事業年度開催の取締役会全17回の全て、監査役会全14回の全てに出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から、主に経理・財務や税務についての発言を行っております。
社外監査役	三島 宏太	平成29年6月21日の就任後に開催された取締役会全12回中10回、全10回開催した監査役会のうち8回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から主に法務やコンプライアンスについての発言を行っております。

##### ③ 情報交換・認識共有に関する事項

当社の社外役員（社外取締役2名・社外監査役2名）は、それぞれの専門的知見を経営に活かすため、月に一度意見交換会を開催し、情報の共有と意思疎通を図っております。

また社外取締役の互選により、尾崎弘之氏が筆頭独立社外取締役に選定され、就任いたしました。

#### 5. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

##### (2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	24,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,600千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当連結会計年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、事業年度ごとの監査報酬等の額のうち最も高い額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度額とすることを定めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会とは、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務運営の適正化を確保するための基本方針として平成18年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について下記のとおり決議し、運用しております。

① 内部統制基本方針

当社では、平成17年8月に「デリカフーズグループ行動規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は事業リスクを部門ごとに管理する危機管理委員会を主催し、取締役を「食品安全チーム」、「物流安全チーム」、「労働安全チーム」、「ITセキュリティチーム」、「経理財務チーム」等の担当に任命し、体系的に管理しております。

また当社では、大規模自然災害の発生を想定したBCP（事業継続計画）を制定しており、不測の事態が発生した場合には代表取締役を中心とした対策本部を設置し、全従業員一体で危機管理及び被害防止に当たることになっております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。また、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化・共有することによって効率的に職務の執行を行っております。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は担当取締役が統括します。担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に当社及び関係会社の全体的な会議（経営会議）を開催しております。  
関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、担当取締役が統括管理しております。担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告しております。  
取締役会及び経営会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。
- ⑥ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や附議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確立しております。  
取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の職務執行状況の監督等を行っております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、現在監査役の職務を補助する使用人を置いておりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。  
また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に附議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役監査基準」に基づき監査役に報告することになっております。  
また、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有すると共に、代表取締役、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務運営の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当事業年度に開催された取締役会議事録及び添付書類は施錠管理された場所で適切に保管しております。
- ・監査役による取締役会議事録及び添付書類の保管状況のチェックが定期的に実施され、安全かつ適切に管理されていることが確認されました。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業リスクを部門ごとに管理するため「危機管理委員会」、「全国総務経理会議」等の会議体を年複数回開催し、リスクの洗い出しと早期対応を進めております。
- ・災害発生時の人的損失を最小限に抑えるため、全ての事業所で毎月避難訓練を実施しております。
- ・BCP（事業継続計画）に基づく従業員の安否確認テストを実施したほか、基幹システムのバックアップ体制の整備を行っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員に取締役会に出席し、意見を述べる権利を付与することで、取締役の負担を軽減し、管掌業務の執行に専念することができる体制を整えております。
- ・取締役会の開催にあたり、事務局が議案の取りまとめや資料の整理を行っており、円滑で効率的な議事運営が可能になっております。

④ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループ各社の取締役及び幹部従業員で構成される「経営会議」を月1回開催し、業務報告及び情報共有を行っております。
- ・当社内部監査室が当社グループの全ての会社の内部監査を担当しており、全ての監査結果は当社代表取締役に報告されております。

⑤ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・内部通報制度を導入し、広く全ての役職員から情報が提供される体制を構築しております。
- ・毎月開催される経営会議では、法務担当部門から法令への適合状況が報告されております。

- ・取締役及び担当部門長から成るコンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス体制の自己評価を行っております。
- ・年1回全ての役職員に対してコンプライアンス研修を実施しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役から当該要求がなされた事例はありませんが、使用人を置くことを求められた場合には、組織図上監査役会直属とすることを検討いたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・内部通報制度を利用して報告がなされた場合、受付担当部門は内容を判断の上、監査役にも報告することがあります。また当該通報者に対しては、内部通報規程により一切の不利益な取扱いが禁止されております。
  - ・当社では毎月1回社外監査役・社外取締役による社外役員会議が開催されております。常勤監査役は、このような場を利用して社外監査役に対して連絡・相談を行っております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は定期的に内部監査室又は会計監査人と会合を開催しております。
  - ・監査役の監査費用は、請求に基づき速やかに処理しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為は行わないことを基本方針としております。

② 整備状況

「反社会的勢力に対する宣言文」を取締役会で決議、公表するとともに全役職員への周知徹底に努めております。また、総務部門を対応窓口として、対応マニュアルの整備、社内勉強会等を行っているほか、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)等の暴追センターへの加盟、弁護士、所轄警察署等の社外専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合の相談体制を整備しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元策として、配当による成果の配分を重要視しており、収益力強化による配当原資の確保を図りながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、原則として、株主総会の決議による期末配当をもって剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

当事業年度の配当は、当社普通株式1株につき金16円とさせていただきます。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
[流 動 資 産]	9,437,217	[流 動 負 債]	5,408,904
現金及び預金	4,266,759	買掛金	2,161,816
売掛金	4,724,258	短期借入金	260,000
商品及び製品	146,548	1年内返済予定の長期借入金	1,009,040
仕掛品	14,510	リース債務	97,813
原材料及び貯蔵品	72,016	未払法人税等	250,015
繰延税金資産	74,113	未払金	1,414,619
その他	141,892	未払費用	41,718
貸倒引当金	△2,882	賞与引当金	100,666
[固 定 資 産]	9,851,391	その他	73,214
(有形固定資産)	8,547,578	[固 定 負 債]	6,339,933
建物及び構築物	3,417,643	長期借入金	5,730,303
機械装置及び運搬具	943,352	リース債務	301,741
土地	3,249,504	退職給付に係る負債	109,737
リース資産	370,834	資産除去債務	128,149
建設仮勘定	461,217	繰延税金負債	43,184
その他	105,026	その他	26,817
(無形固定資産)	51,069	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,748,838</b>
その他	51,069	<b>純 資 産 の 部</b>	
(投資その他の資産)	1,252,742	[株 主 資 本]	7,373,385
投資有価証券	616,739	(資本金)	1,377,113
長期貸付金	235,253	(資本剰余金)	2,162,233
投資不動産	119,320	(利益剰余金)	3,863,397
保険積立金	36,535	(自己株式)	△29,358
繰延税金資産	3,011	[その他の包括利益累計額]	166,384
その他	248,056	その他有価証券評価差額金	165,221
貸倒引当金	△6,174	退職給付に係る調整累計額	1,162
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,288,608</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,539,770</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,288,608</b>

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。



## 連結損益計算書

〔自 平成29年4月1日〕  
〔至 平成30年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		37,252,272
売上原価		28,620,823
売上総利益		8,631,449
販売費及び一般管理費		7,937,089
営業利益		694,359
営業外収益		
受取利息	2,476	
受取配当金	4,033	
業務受託手数料	9,580	
物品売却益	22,712	
助成金収入	6,977	
受取賃貸料	20,074	
その他	35,466	101,321
営業外費用		
支払利息	29,639	
その他	3,280	32,920
経常利益		762,761
特別利益		
固定資産売却益	109	
投資有価証券売却益	257	
保険解約返戻金	18,051	
補助金の収入	40,666	
その他	166	59,249
特別損失		
固定資産除却損	9,711	
固定資産売却損	76	
固定資産圧縮損	40,666	
ゴルフ会員権評価損	450	
合併関連費用	8,703	
その他	680	60,287
税金等調整前当期純利益		761,723
法人税、住民税及び事業税	312,109	
法人税等調整額	△26,260	285,849
当期純利益		475,873
親会社株主に帰属する当期純利益		475,873

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 連結株主資本等変動計算書

〔自 平成29年4月1日〕  
〔至 平成30年3月31日〕

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,377,113	2,163,412	3,497,754	△39,674	6,998,605
当期変動額					
剰余金の配当			△110,230		△110,230
親会社株主に帰属する当期純利益			475,873		475,873
自己株式の取得				△166	△166
自己株式の処分		△1,179		10,482	9,303
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△1,179	365,643	10,315	374,779
当期末残高	1,377,113	2,162,233	3,863,397	△29,358	7,373,385

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	95,181	344	95,526	1,902	7,096,035
当期変動額					
剰余金の配当					△110,230
親会社株主に帰属する当期純利益					475,873
自己株式の取得					△166
自己株式の処分					9,303
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	70,039	818	70,857	△1,902	68,955
当期変動額合計	70,039	818	70,857	△1,902	443,734
当期末残高	165,221	1,162	166,384	—	7,539,770

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
[流 動 資 産]	1,295,808	[流 動 負 債]	75,038
現金及び預金	1,156,171	未 払 金	42,467
前 払 費 用	7,463	リ ー ス 債 務	1,412
関係会社短期貸付金	71,777	未 払 費 用	940
繰 延 税 金 資 産	5,549	未 払 法 人 税 等	17,997
そ の 他	54,845	預 り 金	7,168
[固 定 資 産]	2,793,328	賞 与 引 当 金	4,812
(有形固定資産)	18,847	そ の 他	240
建物及び構築物	8,361	[固 定 負 債]	11,328
車 両 運 搬 具	2,310	リ ー ス 債 務	5,098
工具、器具及び備品	2,254	退 職 給 付 引 当 金	4,757
リ ー ス 資 産	5,920	繰 延 税 金 負 債	1,472
(無形固定資産)	5,091	<b>負 債 合 計</b>	<b>86,367</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	2,726	<b>純 資 産 の 部</b>	
商 標 権	2,365	[ 株 主 資 本 ]	3,995,798
(投資その他の資産)	2,769,390	(資本金)	1,377,113
投資有価証券	31,429	(資本剰余金)	2,162,233
関係会社株式	1,275,025	資 本 準 備 金	1,708,600
関係会社長期貸付金	1,459,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	453,632
出 資 金	18	(利益剰余金)	485,810
そ の 他	3,916	そ の 他 利 益 剰 余 金	485,810
		繰 越 利 益 剰 余 金	485,810
		(自己株式)	△29,358
		[評価・換算差額等]	6,971
		その他有価証券評価差額金	6,971
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,089,137</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,002,769</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>4,089,137</b>

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 損 益 計 算 書

〔自 平成29年 4月 1日〕  
〔至 平成30年 3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		682,400
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	506,737	506,737
営 業 利 益		175,662
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,910	
受 取 配 当 金	517	
固 定 資 産 賃 貸 料	1,044	
業 務 受 託 手 数 料	3,545	
物 品 売 却 益	120	
そ の 他	958	11,096
経 常 利 益		186,758
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	166	166
特 別 損 失		
合 併 関 連 費 用	2,173	2,173
税 引 前 当 期 純 利 益		184,751
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	34,065	
法 人 税 等 調 整 額	△944	33,121
当 期 純 利 益		151,629

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 株主資本等変動計算書

〔自 平成29年 4月 1日〕  
〔至 平成30年 3月31日〕

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,377,113	1,708,600	454,811	2,163,412	444,411	444,411
当期変動額						
剰余金の配当					△110,230	△110,230
当期純利益					151,629	151,629
自己株式の取得						
自己株式の処分			△1,179	△1,179		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△1,179	△1,179	41,399	41,399
当期末残高	1,377,113	1,708,600	453,632	2,162,233	485,810	485,810

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△39,674	3,945,263	5,641	5,641	1,902	3,952,807
当期変動額						
剰余金の配当		△110,230				△110,230
当期純利益		151,629				151,629
自己株式の取得	△166	△166				△166
自己株式の処分	10,482	9,303				9,303
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1,329	1,329	△1,902	△572
当期変動額合計	10,315	50,535	1,329	1,329	△1,902	49,962
当期末残高	△29,358	3,995,798	6,971	6,971	—	4,002,769

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 17 日

デリカフーズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 淵 誠 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デリカフーズホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デリカフーズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 17 日

デリカフーズホールディングス株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 岩 淵 誠 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デリカフーズホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

デリカフーズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 野村 五郎 ㊟

社外監査役 森田 雅也 ㊟

社外監査役 三島 宏太 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第15期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます（前期に比べ1円増配）。  
なお、この場合の配当総額は、117,945,344円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年6月25日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（7名）は、任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

6名の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
1	<p>おおざき よしやす 大崎 善保</p> <p>(昭和46年9月28日) 【再任】</p> <p>所有株式数 130,900株 取締役会出席状況 17回中17回出席</p>	<p>平成2年4月 小原㈱入社 平成6年4月 (有)ユキモード代表取締役社長 平成9年2月 デリカフーズ㈱入社 平成16年4月 当社転籍 平成17年1月 東京デリカフーズ㈱（現デリカフーズ㈱）転籍 平成18年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役 平成19年6月 当社取締役 平成20年6月 ㈱メディカル青果物研究所取締役 平成21年4月 東京デリカフーズ㈱（現デリカフーズ㈱）取締役社長 平成23年4月 同社代表取締役社長（現任） 平成25年4月 ㈱メディカル青果物研究所代表取締役社長 平成25年4月 当社常務取締役 平成29年2月 当社代表取締役社長（現任） 平成29年4月 ㈱メディカル青果物研究所取締役（現任）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 大崎善保氏は、平成9年の入社以来現場や管理部門の管理者を歴任し、豊富な業務経験とグループ経営に対する深い知見を有しております。平成29年に当社代表取締役社長に就任してからも強いリーダーシップを発揮し、事業会社の統合を実現する等経営改革を強力に推し進めており、グループ全体を牽引する適切な人材と判断しております。</p>

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
2	<p style="text-align: center;">たちもと いさたけ <b>館本 勲武</b></p> <p style="text-align: center;">(昭和16年5月12日) 【再任】</p> <p>所有株式数 1,030,200株 取締役会出席状況 17回中16回出席</p>	<p>昭和39年4月 カーラ(株)入社 昭和42年10月 東海バスカルチャリート(株)入社 昭和54年10月 デリカフーズ(株)設立 代表取締役 昭和59年12月 東京デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 代表取締役 昭和61年5月 大阪デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 代表取締役 平成15年4月 当社代表取締役社長 平成16年6月 デザイナーフーズ(株)取締役 (現任) 平成17年6月 東京デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 取締役 平成17年6月 名古屋デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 取締役 平成17年6月 大阪デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 取締役 平成17年6月 (株)メディカル青果物研究所取締役 平成22年6月 名古屋デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 代表取締役 平成22年6月 (株)メディカル青果物研究所代表取締役 平成23年4月 名古屋デリカフーズ(株) (現デリカフーズ(株)) 取締役 平成25年4月 (株)メディカル青果物研究所取締役 平成25年4月 当社取締役会長 (現任)</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 館本勲武氏は、当社グループ創業者として青果物流通業の経営における豊富な経験と深い知見を有しており、当社を東証一部上場企業に成長させる等、長年にわたり当社グループの発展に寄与してまいりました。引続き当社経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断しております。</p>
3	<p style="text-align: center;">に わ ますみ <b>丹羽 真清</b></p> <p style="text-align: center;">(昭和31年1月7日) 【再任】</p> <p>所有株式数 107,900株 取締役会出席状況 17回中17回出席</p>	<p>昭和53年4月 チタカ・インターナショナル・フーズ(株)入社 昭和61年10月 食のコーディネイターとして独立 平成11年11月 デザイナーフーズ(株)代表取締役社長 (現任) 平成12年6月 (有)ニューラム代表取締役 平成16年6月 当社取締役 平成19年12月 当社常務取締役 平成22年8月 (株)メディカル青果物研究所取締役 平成23年7月 当社専務取締役 平成25年4月 当社代表取締役社長 平成29年2月 当社取締役 (未来開発最高役員) (現任)</p> <p>〔取締役候補者とした理由〕 丹羽真清氏は、「食と健康」の分野における第一人者として豊富な経験と深い知見を有しており、また当社の前代表取締役として代表取締役退任後もグループ経営に手腕を発揮しております。引続き当社経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断しております。</p>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
4	<p>こばやし けんじ 小林 憲司</p> <p>(昭和40年8月4日) 【再任】</p> <p>所有株式数 23,700株 取締役会出席状況 17回中17回出席</p>	<p>平成2年4月 丸紅プラント㈱入社 平成7年7月 ㈱シージーアイ取締役 平成15年2月 東京デリカフーズ㈱(現デリカフーズ㈱)入社 平成17年4月 同社営業部長 平成21年6月 同社取締役 平成26年4月 同社常務取締役 平成26年10月 エフェスロジスティックス㈱取締役 平成28年4月 東京デリカフーズ㈱(現デリカフーズ㈱)取締役副社長(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 小林憲司氏は、平成15年の入社以来、営業部長、事業所長や連結子会社の役員を歴任し、平成28年に当社取締役に就任後は、営業部門の担当役員として豊富な経験と高い専門性を活かし、取締役会の機能強化に貢献しています。引続き当社経営に対して適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断しております。</p>
5	<p>社外</p> <p>おざき ひろゆき 尾崎 弘之</p> <p>(昭和35年4月17日) 【再任】</p> <p>所有株式数 一株 取締役会出席状況 17回中16回出席</p>	<p>昭和59年4月 野村證券㈱入社 平成2年5月 ニューヨーク経営大学院MBA学位取得 平成5年5月 モルガン・スタンレー証券入社 平成5年12月 同社ヴァイスプレジデント 平成7年9月 ゴールドマン・サックス証券入社 平成10年12月 同社投信執行役員 平成13年5月 SBIホールディングス㈱入社 平成16年4月 デイナベック㈱入社 取締役CFO 平成17年3月 早稲田大学大学院博士課程修了 博士(学術) 平成17年5月 東京工科大学大学院教授 平成27年4月 神戸大学大学院教授(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成28年5月 ㈱ダイセキ環境ソリューション取締役監査等委員(現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 尾崎弘之氏は、神戸大学大学院教授として環境ベンチャーのマネジメント、大企業のシニア雇用と地方創生のマッチング等を研究しており、ベンチャー経営の専門家としての知見により、平成27年6月に当社社外取締役に就任後は取締役会の運営に有用な発言をしており、引続き社外取締役として適切な職務遂行が可能であると判断しております。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び取締役候補者とした理由
6	<p data-bbox="202 299 244 322">社外</p> <p data-bbox="230 338 348 382">しばた みすず 柴田 美鈴</p> <p data-bbox="202 417 370 436">(昭和49年 7月25日)</p> <p data-bbox="258 450 314 470">【再任】</p> <p data-bbox="202 548 370 651">所有株式数 一株 取締役会出席状況 12回中 11回出席</p>	<p data-bbox="393 231 748 275">平成12年10月 第二東京弁護士会登録 米津合同法律事務所 入所</p> <p data-bbox="393 282 748 302">平成13年11月 N S綜合法律事務所 開設</p> <p data-bbox="393 309 878 329">平成15年 1月 アステラス製薬㈱社内治験審査委員会委員</p> <p data-bbox="393 337 860 356">平成19年 4月 法政大学法科大学院法務研究科兼任講師</p> <p data-bbox="393 364 900 384">平成19年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室課長補佐</p> <p data-bbox="393 391 967 411">平成26年 7月 特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ監事 (現任)</p> <p data-bbox="393 418 972 462">平成28年 4月 第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター 運営委員会副委員長</p> <p data-bbox="393 470 792 489">平成29年 4月 司法研修所民事弁護教官 (現任)</p> <p data-bbox="393 497 680 517">平成29年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p data-bbox="393 548 613 568">〔取締役候補者とした理由〕</p> <p data-bbox="393 576 990 690">柴田美鈴氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する専門的な知見を活かし、経営を適切に監督することが期待されております。平成29年 6月に当社社外取締役就任後は取締役会の運営やコーポレートガバナンスの向上に有用な発言をしており、引き続き社外取締役として適切な職務遂行ができるものと判断しております。</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 柴田美鈴氏につきましては、職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は小山美鈴氏であります。
3. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
5. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
6. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 当社は、尾崎弘之氏及び柴田美鈴氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
9. 尾崎弘之氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
10. 柴田美鈴氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

## 【ご参考】

### ① 取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続き

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、社内外から幅広く候補者を選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を取締役会で決定しております。特に社外取締役は、経営に対する理解、豊富な実務経験を活かした経営全般にわたる監督機能を、また社外監査役は、高い専門性と独立性を活かした監査機能を通じて、取締役会の透明性を高めるとともに、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができ、企業価値の向上に貢献できる方を指名しております。

### ② 社外役員の独立性判断基準及び資質について

当社では、東京証券取引所上場規程第436条の2に規定する独立役員であること、すなわち、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者）であり、会社経営等における豊富な経験と高い見識を有する者を社外役員として選任することとしております。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成17年6月29日開催の第2回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とするることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年8,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割〔当社の普通株式の無償割当てを含む。〕又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所での当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から35年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契



約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限」という。）

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

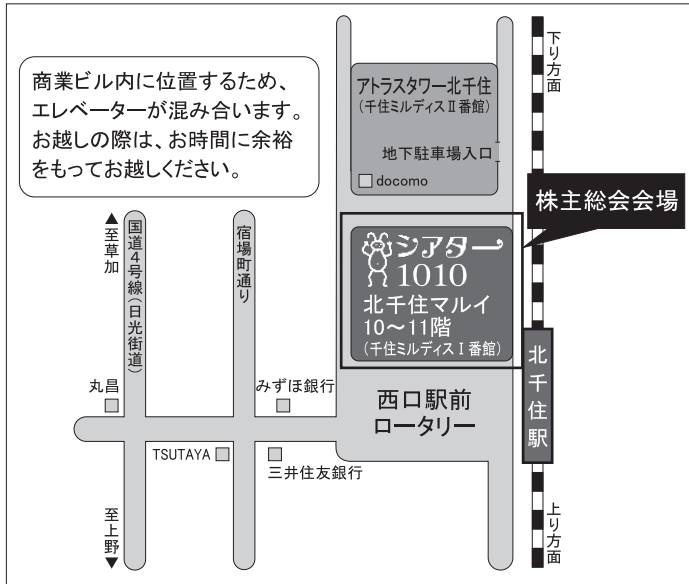




# 株主総会会場のご案内図

会場：東京都足立区千住三丁目92番 千住ミルデイス I 番館11階  
シアター1010（足立区文化芸術劇場）  
電話 03-5244-1010（代）

受付開始時間は午前9時30分を予定しております。



## (交通アクセス)

JR常磐線、東京メトロ千代田線・日比谷線、東武スカイツリーライン  
つくばエクスプレス  
北千住駅下車 4番出口直結

## (ご案内)

- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- お土産をご用意しておりますが、議決権行使書の枚数に関わらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。